

第2回会議時の質問に対する回答について

No.1 職員への連絡

○体制と想定

- ①担当課体制（総務部長・防災課・関係部署）
ミサイルの発射実験等がある場合の体制
- ②緊急事態連絡室体制（副市長・教育長・各部長）
 - ・国内で武力攻撃事態等が発生した場合
 - ・国を取り巻く環境に武力攻撃事態を予測する動きがある場合
- ③国民保護対策本部体制（市長・副市長・教育長・各部長・消防団長）
 - ・国から国民保護対策本部を設置するよう指定された場合
 - ※国に国民保護対策本部の設置を指定するよう要請した場合

○通信手段

1. 事態認定なし

- ①担当課体制……通信手段あり
- ②緊急事態連絡室体制……通信手段あり
- ③災害対策本部体制（原因不明の事案により被害が発生）
 - ・市の近隣で被害が発生……通信手段なし → 自動参集
 - ・他道府県で被害が発生……通信手段あり

2. 事態認定あり

- ①担当課体制……通信手段あり
- ②緊急事態連絡室体制……通信手段あり
- ③国民保護対策本部体制（本部設置の指定）
……通信手段なし → 自動参集

No.2 幹部職員の事故

市長以下の職員に事故が発生した場合は代替職員が指定されています。計画素案の20頁に代替職員の順位が記載されています。

No.3 職員の安否確認

確認手段は電話とメール（管理職のみ）です。それらが不通になると、安否確認はできません。